

令和6年12月（定例会）

第143回

# 気仙沼市議会議案説明資料

令和6年12月9日提出

# 目 次

(令和6年12月9日提出)

議案 番号	件 名	頁	議案書 頁	備 考
1	気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	—	3	
2	気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	—	6	
3	気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	—	9	
4	気仙沼市下水道条例及び気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について	3	12	
5	気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	6	31	
6	令和6年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊	
7	令和6年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算	—		

## 気仙沼市下水道条例及び気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

### 1 趣 旨

地方公共団体が行う下水道事業における汚水処理費は、地方公営企業法及び下水道法により、使用者負担によって賄われるものとされているが、本市の令和4年度決算における経費回収率は、類似団体平均を大きく下回るとともに、県内でも最低水準となっている。

このため、不足分を一般会計からの繰入れに依存しており、今後10年間、毎年度約7.0～9.9億円（うち、基準外繰入れは約2.7～4.5億円）の負担を強いることになり、人口減少が進み一般会計の規模が縮小していく中で、市の財政に大きな影響を及ぼすことになる。

また、下水道使用者の支払う使用料と合併処理浄化槽の利用者における維持管理費では差が生じていることや、一般会計からの繰入れを通じ下水道区域以外の住民も下水道事業会計を間接的に支えているなど、市民間に不公平感が生じている状況にある。

これらの状況を踏まえ、持続的な下水道事業の経営とするため、下水道使用料及び排水処理施設使用料（以下「使用料等」という。）の改定を行うもの。

### 2 経 過

令和6年3月	気仙沼市下水道事業経営戦略（改定案）策定 ・経営改善と市民負担の観点から、平均「40.0%」の使用料等の改定が必要と明示。
令和6年3月28日	第21回気仙沼市下水道事業運営審議会 ・気仙沼市下水道事業経営戦略（改定案）の説明。 ・財政面、施設運営面等に様々な影響を及ぼすことが想定され、平均「40.0%」の使用料等の改定が必要であることを説明。
令和6年5月13日	議員全体説明会 ・気仙沼市下水道事業経営戦略（改定案）の説明。
令和6年5月20日	気仙沼市下水道事業経営戦略（改定版）決定
令和6年7月9日	第22回気仙沼市下水道事業運営審議会 ・気仙沼市下水道事業経営戦略（改定版）及び使用料等の改定の必要性について説明。委員からご意見・ご要望をいただいた。
令和6年7～12月	ホームページと市広報に掲載 ・使用料等の改定の必要性を市民・水産関係者にお知らせするため、全6回にわたり「下水道事業経営戦略の改定について」と題し、下水道使用料等改定案の内容を掲載した。

- 令和6年10～11月 水産関係団体等で構成する気仙沼市水産加工場等排水検討協議会及び震災後発足した3組合に説明し理解を得た。
- 令和6年11月22日 第23回気仙沼市下水道事業運営審議会  
・令和7年4月，令和11年4月，令和15年4月からの3段階での引上げによる使用料等の改定について諮問。  
ご意見を伺った上で，改定が妥当とする旨の答申をいただいた。
- 令和6年11月25日 議員全体説明会  
・第23回気仙沼市下水道事業運営審議会の報告

### 3 改正内容

以下の3段階で使用料等を改定する（詳細は次頁のとおり）

- (1) 令和7年4月（5月請求分）から令和11年3月（4月請求分）まで
- (2) 令和11年4月（5月請求分）から令和15年3月（4月請求分）まで
- (3) 令和15年4月（5月請求分）以後

### 4 施行期日

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 第1条関係及び第4条関係 | 令和7年4月1日  |
| 第2条関係及び第5条関係 | 令和11年4月1日 |
| 第3条関係及び第6条関係 | 令和15年4月1日 |

## 1 下水道使用料等料金表

区分		汚水量	金額 (税込)			
			現行の料金表	令和7年度改定	令和11年度改定	令和15年度改定
一般用	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,408.00円	1,595.00円	1,784.20円	1,971.20円
	超過料金	10m <sup>3</sup> を超え35m <sup>3</sup> まで, 1m <sup>3</sup> につき	165.00円	187.00円	209.00円	231.00円
		35m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで, 1m <sup>3</sup> につき	176.00円	199.10円	223.30円	246.40円
		60m <sup>3</sup> を超え150m <sup>3</sup> まで, 1m <sup>3</sup> につき	198.00円	224.40円	250.80円	277.20円
		150m <sup>3</sup> を超えるものは, 1m <sup>3</sup> につき	220.00円	249.70円	278.30円	308.00円
公衆浴場用	1m <sup>3</sup> につき	59.40円	67.30円	75.26円	83.16円	
良質汚水用	1m <sup>3</sup> につき	77.00円	87.24円	97.56円	107.80円	

## 2 水質料金

水質の区分		金額 (税込)			
		現行の料金表	令和7年度改定	令和11年度改定	令和15年度改定
生物化学的 酸素要求量	10につき300mgを超え 500mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	6.60円	7.48円	8.36円	9.24円
	10につき500mgを超え 1,000mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	26.40円	29.91円	33.45円	36.96円
	10につき1,000mgを超え 1,500mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	55.00円	62.32円	69.69円	77.00円
	10につき1,500mgを超え 2,000mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	63.80円	72.29円	80.84円	89.32円
	10につき2,000mgを超え 2,500mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	83.60円	94.72円	105.92円	117.04円
	10につき2,500mgを超え 3,000mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	99.00円	112.17円	125.43円	138.60円
	10につき3,000mgを超える水質, 1m <sup>3</sup> につき	105.60円	119.64円	133.79円	147.84円
浮遊物質 量	10につき300mgを超え 500mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	13.20円	14.96円	16.72円	18.48円
	10につき500mgを超え 1,000mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	55.00円	62.32円	69.69円	77.00円
	10につき1,000mgを超え 1,500mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	99.00円	112.17円	125.43円	138.60円
	10につき1,500mgを超え 2,000mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	162.80円	184.45円	206.27円	227.92円
	10につき2,000mgを超え 2,500mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	198.00円	224.33円	250.87円	277.20円
	10につき2,500mgを超え 3,000mgまでの水質, 1m <sup>3</sup> につき	242.00円	274.19円	306.61円	338.80円
	10につき3,000mgを超える水質, 1m <sup>3</sup> につき	264.00円	299.11円	334.49円	369.60円

※令和7年度改定・・・令和7年5月請求分から令和11年4月請求分まで

※令和11年度改定・・・令和11年5月請求分から令和15年4月請求分まで

※令和15年度改定・・・令和15年5月請求分以降

## 気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 趣 旨

水道整備・管理行政の機能強化を目的に水道法及び水道法施行令等が改正されたことから、気仙沼市水道事業の工事における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

資格要件の見直しに伴う改正（第 3 条，第 4 条）

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件である実務経験年数の変更や新たな要件の追加等の見直しが行われたことから、その内容について改正を行うもの。

(1) 条例第 3 条 布設工事監督者の資格要件（水道法施行令第 5 条を参照）

（布設工事監督者：水道の布設工事や水道施設工事において技術上の監督業務を行う者）

#### 【改正前】

分類		技術上の実務経験
大学卒業「短期大学を除く」 （ ）内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を 1 年以上専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を専攻 2 年以上 (1 年以上)
		上記以外を専攻 3 年以上 (2 年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5 年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7 年以上
実務経験のみ		10 年以上
外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
技術士 (上下水道部門 2 次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択	1 年以上

#### 【改正後】

分類		技術上の実務経験※
大学卒業「短期大学を除く」 （ ）内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を 1 年以上専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	3 年以上 (2 年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程	4 年以上 (3 年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5 年以上
	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	6 年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7 年以上
	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	8 年以上
実務経験のみ		10 年以上
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
技術士 (上下水道部門 2 次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択	1 年以上
土木施工管理に係る 1 級の技術検定合格者		3 年以上

※技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること

- (2) 条例第4条 水道技術管理者の資格要件（水道法施行令第7条を参酌）  
 （水道技術管理者：水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務に係る責任者）

【改正前】

分類		技術上の実務経験
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道を除く）		不要
大学卒業 「短期大学を除く」	土木工学以外の工学, 理学, 農学, 医学, 薬学	4年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学以外	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学以外の工学, 理学, 農学, 医学, 薬学	6年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学以外	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学以外の工学, 理学, 農学, 医学, 薬学	8年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学以外	9年以上
実務経験のみ		10年以上
外国の学校において, 上記に相当する学科目を修得した場合, それぞれに規定する最低経験年数以上		

【改正後】

分類		技術上の実務経験
大学卒業 「短期大学を除く」	土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程	3年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学又はこれに相当する課程	4年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学以外	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学又はこれに相当する課程	6年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学以外	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学又はこれに相当する課程	8年以上
	工学, 理学, 農学, 医学, 薬学以外	9年以上
実務経験のみ		10年以上
外国の学校において, 上記に相当する課程を修得した場合, それぞれに規定する最低経験年数以上		
技術士 (上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者		3年以上

3 施行期日

令和7年4月1日